

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 272 回

ま坂の坂が偶然にぶつかる坂ならやむを得ないし、また、やり直すこともできますが、これが坂だらけとなると生き方を変えないと対処できなくなりますね。そして昔から「勝」は偶然、「負け」は必然といいますように、負けるには何かしらの理由があります。「事業」もそうですね。用意周到、計画性有、適格なビジネスプランに基づき事業を行えば、ちょっとやそつでは坂に出会いませぬし、負けることも少なく、そして政府の政策に従ってうまく事業展開を図り、より一層成功を治めることができるでしょう。

ところが、準備不足、計画性がなく、適格なビジネスプランもないまま事業を行えば、失敗だらけとなりますね。まさに向かうところ坂だらけです。

この 4 月から消費税率も UP し、電力料金も上がり、原料代も上がる…とまさに七難八苦が与えられる状況ですが、一方では国によるいろいろな施策があり（補助金、法人税率の引き下げ等）勝ち抜き、成功するチャンスは多数あります。こういったチャンスにうまく乗っかることが重要です。

計画を樹てしっかり準備、行動することがやはり勝ち抜くための方策かと思えます。

まず計画を立て、ビジネスプランを作り、そして行動することによって勝ち抜いてください！！チャンスは十分あります。

前田の《今人生を語る》第 177 回

めざめよ日本人 (100)

最近のアメリカのアベたきはずごいものがありますね。本来同盟国である日本に対する態度としては異常です。なぜでしょうか？

カーター元大統領の補佐官を務めたプレジンスキー氏の日本観から推察すれば、日本はアメリカの保護国である、したがって

- ① 日本は世界の安定と発展のために人とお金を出す国としてのみ生き残ることができる
- ② 日本は既に世界支配を目指すアメリカの世界戦略の忠実な部下として組み込まれており、これを逸脱することは許されない

すなわち真の独立国としての存在は許されない、アメリカの言うとおりに動けですね。

したがって安倍氏の言動は許されない…わけです。

まさに四方八方敵ばかりの日本、どう考え、どう行動すればいいのか、大変難しいですね。歴史(戦国時代)に学ぶことが必要かもしれませんよ。

交際費等に含まれる飲食費の損金算入について

竹尾 元宏

平成 26 年度税制改正大綱で、交際費等に含まれる飲食費について、大企業であっても 50%の額を損金算入できるとされました。

資本金 1 億円以下の中小法人については、(1)と(2)の有利選択となります。

(1) 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%を損金算入

(2) 800 万円までの定額控除

また、定額控除を選択する場合、定額控除限度額の計算に関する明細書を申告書に添付することが要件とされました。

○ “接待飲食費”について

50%損金算入の対象となる“接待飲食費”は 5,000 円基準の“飲食費”と同様に、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内接待費を除く）」と定義されました。

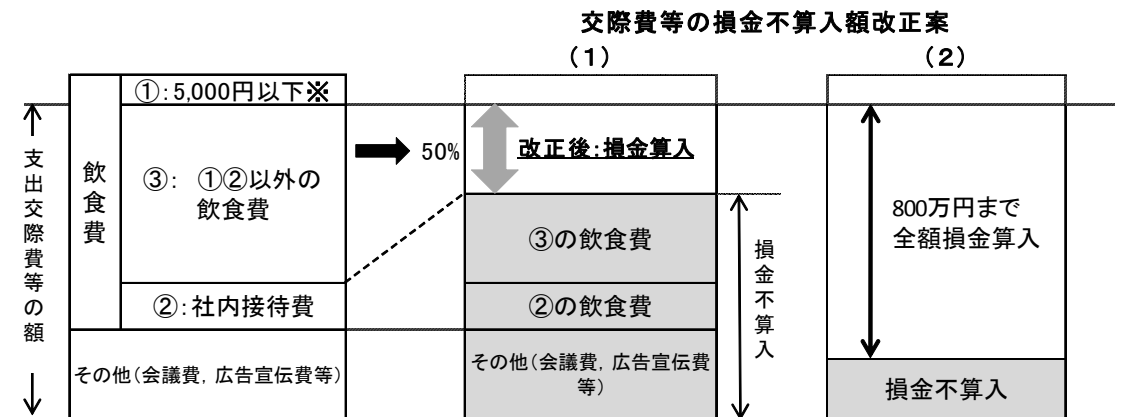
1 人あたり 5,000 円以下の飲食費は、現行どおり、領収書等を保存する場合に限り、「交際費等から除く」とされています。そのため、飲食費のうち 5,000 円基準適用額を除いた残りの飲食費の 50%相当額が、飲食費に係る損金不算入額となる（図(1)③部分）。

5,000 円基準を適用しない場合には、1 人あたり 5,000 円以下の飲食費も交際費に当たるため、その額を含めた飲食費全額の 50%相当額が損金不算入となる。

○ 定額控除と 50%損金算入の選択

資本金 1 億円以下の中小法人の場合、800 万円定額控除と 50%損金算入のいずれか有利な方を選択できます。

交際費等の額全体が 800 万円以下であれば、当然に定額控除を選択する方が有利ですが、交際費等の額が 800 万円を超えている場合、特に飲食費が多額となる場合には、いずれが有利になるか計算してみる必要があります。



※一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費等から除かれる

中小法人は(1)と(2)で有利な方法を選択。中小法人以外は(1)のみ。